

大口町 都市計画法等建築関係法令 照会先一覧表

◆都市計画法等のよく問い合わせのある項目

項目名	内容	照会先
都市計画区域 区域区分	町内全域尾張都市計画区域 線引き年月日：昭和45年11月24日	大口町まちづくり推進課
地域地区	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、工業地域の用途地域のみ指定しております。 詳しい場所に関しては町HPにある「大口町くらしマップ」にてご確認ください。	大口町まちづくり推進課
建蔽率 容積率	市街化区域、市街化調整区域含め町内全域 建蔽率60%、容積率200% 角地緩和については尾張建設事務所建築課にご相談ください。	大口町まちづくり推進課
高さ制限	絶対高さ制限 なし（町内全域） 外壁後退 なし（町内全域） 斜線制限 建築基準法第56条のとおり（町条例による制限なし）	大口町まちづくり推進課
日影規制	用途地域別の規制内容は建築基準法第56条の2のとおり 時間 4時間（敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲） 2.5時間（敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲） 高さ 4m（平均地盤面からの高さ）	大口町まちづくり推進課
防火地域 準防火地域	防火地域及び準防火地域の指定はなし（町内全域） 町内全域が建築基準法第22条の区域	大口町まちづくり推進課
地区計画	萩島地区、新宮地区の2地区がございます。 詳細は町ホームページをご確認ください。	大口町まちづくり推進課
生産緑地	余野地区内に指定されている場所がございます。位置は町ホームページをご確認ください。 なお、特定生産緑地はございません。	大口町まちづくり推進課
一画地最低面積	町での制限なし。 ただし、愛知県開発許可基準に規定値あり。	尾張建設事務所建築課
道路種別	道路幅員のみによる判断にはなりませんので個別にご相談ください。	大口町まちづくり推進課
盛土規制法	宅地造成等規制区域（町内全域）	愛知県都市計画課盛土対策室
特定都市河川浸水 被害対策法	新川流域（町内全域）	一宮建設事務所河川整備課
屋外広告物	屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例に基づき、大口町が許可等事務の権限移譲を受けています。 禁止区域、許可区域等は維持管理課でご確認ください。	大口町維持管理課
町指導要綱	以下の場合には指導要綱に基づく事前協議の必要があります。 ・宅地開発事業で、事業施行区域が1,000㎡以上のもの ・土地整備事業で、事業施行区域が1,000㎡以上のもの ・住宅建設事業で、計画戸数が6戸以上のもの ・中高層建築物で、地上高10m以上のもの ・共同住宅等で、8世帯以上のもの ・生産緑地地区内での宅地開発事業 ・1の事業者が3年以内に隣接地で継続して事業を行い、その合計が上記に規定する規模に達することとなる場合	大口町まちづくり推進課

※記載されている情報は令和8年4月1日現在のものです。